

別紙

令和7年度秋田県放課後児童支援員認定資格研修
受講申込書

1. 太枠内に記入漏れがないように記載し、FAX・E-mail・郵送のいずれかでお申し込みください。
2. FAX送信確認のお問い合わせはご遠慮ください。確認はFAX機の通信(送信)履歴にて行ってください。
3. テキストの研修会場での販売は行いません。受講決定通知が届き次第、必ず事前購入しお持ちください。
4. 受講決定通知は申込者へ8月1日(金)までに郵送いたします。

申込期限 7月8日(火)必着 FAX 018-838-7071

		申込日		令和 年 月 日		
ふりがな		男・女	生年月日	昭和・平成 年 月 日		
氏 名						
自宅住所	〒					
自宅住所以外	※自宅以外への書類送付を希望される方は、下記へ送付先をご記入ください。 〒					
電話番号	※日中、連絡の取れる番号を記入してください。					
勤 務 先	※次のいずれかに○をしてください。放課後児童クラブ以外にお勤めの方はカッコ内に勤務先を記載してください。 放課後児童クラブ (放課後児童健全育成事業所) その他 ()					
	※放課後児童クラブにお勤めの方は、次の事項について必ず記載してください。					
	所在市町村名					
	名 称		TEL			
	事業者(代表者)		FAX			
受講資格	裏面参照のうえ該当する号を○で囲んでください。 ※高等学校卒業者等で放課後児童クラブにおいて2年以上勤務した方は第3号となります					
	第1号	第2号	第3号	第4号	第5号	
	第6号	第7号	第8号	第9号	第10号	
添付書類	※受講資格を有することがわかる資料の名称を記載してください 《例》保育士資格証明書の写し、社会福祉士登録証の写し、高等学校卒業証明書、在職証明書 等 卒業証明書等は発行までに期間(1～2週間)を要するため、その期間を見越して手続をしてください また、第3号の方は卒業証明書等のほか2年以上児童福祉事業に従事した在籍証明書等も必要となります					
受講会場	※受講会場を○で囲んでください 《県北会場》 《県東会場》 《県南会場》 北秋田市交流センター 秋田県生涯学習センター 大仙市大曲交流センター 北秋田市材木町 秋田市山王 大仙市大曲					
確 認 欄	※提出前に確認し、☑チェックを付けてください 受講申込者全員 ☐ 記入漏れはありませんか ☐ 受講資格を有することがわかる資料は添付しましたか 放課後児童クラブにお勤めの方 ☐ 勤務先は記載しましたか ☐ 勤務している放課後児童クラブの事業者(代表者)へ報告しましたか					
特記事項	※連絡事項がありましたらお書きください。					

※申込書に記載いただいた情報は、本研修に関することに使用するほか、厚生労働省への資格認定者情報の報告及び都道府県間の相互の利用・提供等のために使用します。その他には使用しません。

放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準【抜粋】
(平成26年4月30日厚生労働省令第63号)

(職員)

第10条 放課後児童健全育成事業者は、放課後児童健全育成事業所ごとに、放課後児童支援員を置かなければならない。

2 放課後児童支援員の数は、支援の単位ごとに2人以上とする。ただし、その1人を除き、補助員(放課後児童支援員が行う支援について放課後児童支援員を補助する者をいう。第五項において同じ。)をもってこれに代えることができる。

3 放課後児童支援員は、次の各号のいずれかに該当する者であつて、都道府県知事が行う研修を修了したものでなければならない。

一 保育士の資格を有する者

二 社会福祉士の資格を有する者

三 学校教育法(昭和22年法律第26号)の規定による高等学校(旧中等学校令(昭和18年勅令第36号)による中等学校を含む。)若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第90条第2項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による12年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者(第九号において「高等学校卒業者等」という。)であつて、2年以上児童福祉事業に従事したもの

四 教育職員免許法(昭和24年法律第147号)第4条に規定する免許状を有する者

五 学校教育法の規定による大学(旧大学令(大正7年勅令第388号)による大学を含む。)において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

六 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程において優秀な成績で単位を修得したことにより、同法第102条第2項の規定により大学院への入学が認められた者

七 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学、社会学、芸術学若しくは体育学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

九 高等学校卒業者等であり、かつ、2年以上放課後児童健全育成事業に類似する事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの

十 5年以上放課後児童健全育成事業に従事した者であつて、市町村長が適当と認めたもの